

さ情審査答申第85号
平成24年8月20日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

貴職から受けた諮問第146号から諮問第148号までの異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

なお、これらの事案については、同一の異議申立人による類似性、実質関連性が認められる事案であることから、併合して審査しました。

- 1 平成23年6月23日付け諮問第146号「南区長等が引き受けた事務引継書のうち懸案事項等の内容の詳細の記載部分」(以下「本件対象行政情報」という。)の不開示決定(以下「本件処分」という。)に対する異議申立て
- 2 平成23年6月23日付け諮問第147号「南区総務課長が引き受けた事務引継書」(以下「本件対象行政情報」という。)の不開示決定(以下「本件処分」という。)に対する異議申立て
- 3 平成23年6月23日付け諮問第148号「南福祉事務所長が引き受けた事務引継書」(以下「本件対象行政情報」という。)の不開示決定(以下「本件処分」という。)に対する異議申立て

第1 審査会の結論

本件対象行政情報 から については、いずれも不存在と認められる。

よって、これらの行政情報を不開示とした、さいたま市長(以下「実施機関」という。)が行った本件処分 から は、いずれも妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市情報公開条例(平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。)第6条第1項に基づく本件対象行政情報 から についての開示請求に対し、平成23年2月21日付け南区総第2532号他6件により、実施機関が行った本件処分 から を

変更し、不開示情報の開示を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主たる理由は、おおむね以下のとおりである。

本件処分 について

ア 不存在は違法又は不当。不存在の真否を争う。不存在の当否を争う。

イ 事務引継書は他にもあり、そこに懸案事項の内容の詳細が記載されていると推認できる。

本件処分 について

前任者の場合は存在していたので、理由として「取得及び作成しておらず」とのみ記載されても理解できず、説明責務を誠実に果たしているとは到底言い難い。

本件処分 について

ア 不存在は違法又は不当。不存在の真否を争う。不存在の当否を争う。

イ 服務規程上、当然に作成義務が発生する。(ex.区会計管理者)

本件処分 から において、理由付記義務を懈怠した瑕疵がある。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、おおむね以下のとおり説明している。

1 事務引継書の作成について

事務引継の制度は、人事異動等があった場合において、前任者からの確に事務引継を受けることで後任者の事務執行を容易にし、前任者と後任者との事務執行において、統一と調和を得ることを趣旨とするものである。以前は地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）において、市長、副市長（助役）、会計管理者（収入役）、区長、区会計管理者（区収入役）について事務引継が義務付けられていたが、地方自治法施行令の改正（平成18年政令第361号）の結果、市長、副市長のみに事務引継が義務付けられることになった。

ところで、上記改正後においても、一般職員の事務引継については、事務引継の制度趣旨を踏まえ、さいたま市職員服務規程（平成13年さいたま市訓令第6号）第12条において、「課長以上の職にある者は、退職、休職、転任等があった場合は、事務引継書を作成し、後任者に関係書類とともに引継がなければならない。」と定めている。

なお、「充て職」及び「兼ね職」に関する事務引継書の作成方法につい

ては、当該職ごとに個別に事務引継書を作成しなければならないという規定は無いため、効率性を視野に入れ、前任者から後任者にそのままのかたちで職が引継がれるのであれば、個別に引継書を作成する必要はないものとして取り扱っている。

2 本件処分 について

異議申立人が請求した南区長、南区副区長、南区くらし応援室長、同室副参事及び南区区民生活部長が引き受けた事務引継書のうち、懸案事項の欄については、「特記事項なし」と記載されており詳細についての内容がないことから、当該行政情報は存在しない。

また、当該事務引継書には「別紙のとおり」といった記述もないことから、他に懸案事項の内容の詳細が記載された文書が存在するとは推認できず、事実、文書は存在しない。

3 本件処分 について

南区総務課長は南区会計管理者を兼務しているため、南区会計管理者の事務引継書の中に南区総務課長の引継内容も含まれているとの認識から、南区会計管理者の事務引継書のみを作成していたものである。

しかしながら、本件開示請求によって、南区総務課長としての事務引継書も必要であると考えられたため、事後に南区総務課長の事務引継書を改めて作成したものである。なお、新たに作成した南区総務課長の事務引継書については、本件行政情報不開示決定通知書の備考欄に、異議申立人に対し情報提供が可能な旨を記載している。

よって、本件請求時点で、当該行政情報は実施機関において作成及び取得しておらず、存在しない。

4 本件処分 について

福祉事務所は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条の規定により都道府県、市、特別区は条例で福祉に関する事務所を設置しなければならないとされており、本市ではさいたま市福祉事務所設置条例（平成13年さいたま市条例第138号）により各区に設置されている。福祉事務所の業務は、さいたま市福祉事務所長事務委任規則（平成15年さいたま市規則第43号）により市長の権限に属する事務の一部が福祉事務所長に委任されており、生活保護法の事務、児童福祉法の事務、身体障害者福祉法の事務等を執行している。福祉事務所長は、さいたま市区役所等事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第88号）第12条により、当該福祉事務所の所管区域を所管する区役所の健康福祉部長をもって充てるとされている。

そして、健康福祉部長は、福祉事務所長が所掌する事務のほか、保険年

金課に係る事務、保健センターに係る事務等を所管しており、当該職に退職、転任等があった場合は、健康福祉部長名の事務引継書を作成することとしているものである。

以上のとおり、健康福祉部長の職務の範囲は福祉事務所長の職務を包含するものであり、かつ福祉事務所長名での事務引継書の作成を義務付ける規定は存在しないことから、本件請求内容である「南福祉事務所長が引き受けた事務引継書」は別途作成しておらず、存在しない。

5 理由付記について

本件処分における行政情報不開示決定通知書には、『事務引継書の懸案事項等については、「特記事項なし」との記載があり、詳細について記載がないため、当該行政情報は存在しない』等、それぞれ文書不存在の理由を明記していることから、実施機関として理由付記義務は果たしており、瑕疵は無いと考えている。

第4 審査会の判断の理由

1 本件処分 について

本件処分 に係る異議申立てについては、当該異議申立書に本件に係る職員の事務引継書の写しが添付されている。

当該事務引継書を当審査会で調査したところ、懸案事項の詳細は記載されていない。加えて、懸案事項に関して他の行政情報の存在を窺わせるような事情も確認することができなかった。

したがって、本件対象行政情報 は存在しないと言わざるを得ず、本件処分 は妥当である。

なお、実施機関の説明によると、異議申立人は当該事務引継書を別件の開示請求において入手し、「懸案事項」の欄に詳細の記載がないことを認識したうえで本件開示請求を行い、異議申立てに及んでいるということであるから、異議申立人においても、本件行政情報以外に行政情報が存在しないことは承知しているものと認められる。

2 本件処分 について

実施機関は、本件諮問等における説明に際し、当該南区総務課長の事務引継書の作成につき、当該人事異動の際に作成しなかったことを認めている。そこで、本件行政情報不開示決定通知書の備考欄に、新たに作成した南区総務課長の事務引継書は情報提供が可能である旨を記載したのであり、かかる経緯に照らせば、実施機関の説明に不合理な点は認められない。

したがって、本件対象行政情報 は存在しないことは明らかであり、本件処分 は妥当である。

3 本件処分 について

実施機関における福祉事務所長の位置付け及び事務引継書の取り扱いとして、本件のような「充て職」の場合は、福祉事務所長の職務を包含する健康福祉部長の事務引継書が作成されていれば、福祉事務所長の事務引継書は割愛できるということである。

本件においては、健康福祉部長の事務引継書が作成されており、福祉事務所長の事務引継書が作成されていないことに問題は認められない。

したがって、本件対象行政情報 が存在しないことは明らかであり、本件処分 は妥当である。

4 理由付記について

実施機関は、本件処分における文書不存在の理由を、行政情報不開示決定通知書で説明しており、理由付記義務懈怠があるとは認められない。

5 補足意見

本件対象行政情報 に関しては、当該事務引継書の「懸案事項」につき、「詳細な記載」はなされていない。

しかし、事務引継は後任者に迅速かつ的確に行うことによって、行政の安定性、継続性を確保し、もって市民サービスの向上に資するための制度である。また、当該情報がある程度詳細に総覧的に記載してあれば、市民は事務引継書を確認すれば、各課の重点事業や懸案事項を知ることができることになり、情報公開制度の趣旨にも合致するものとなる。

よって、実施機関においては、これらの制度趣旨に添った事務引継書の作成に努めてもらいたいと考えるものである。(平成19年10月19日付けさ情審査答申第45号当審査会答申書参照。)

本件対象行政情報 における南区総務課長の事務引継書に関しては、本件開示請求時点で作成されていなかった。

そこで、実施機関においては、事務引継制度の趣旨及びさいたま市職員服務規程に照らし、迅速に事務引継書を作成するよう努めてもらいたいと考えるものである。

6 以上のとおりであるので、異議申立人のその余の主張については、当審査会の結論に影響するものではなく、当審査会の権限外の事項にすることから、判断しない。

7 よって、本件異議申立てについて、当審査会は上記第1の結論のとおり答申する。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

	平成23年 6月23日	諮問の受理
	同 年 7月11日	実施機関から理由説明書を受理
	同 年 7月28日	審議
	平成24年 3月29日	審議
	同 年 4月19日	実施機関からの意見聴取及び審議
	同 年 5月17日	実施機関からの意見聴取及び審議
	同 年 7月26日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授
委 員	石 川 和 子	弁護士
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
委 員	岡 本 弘 哉	弁護士
会長職務代理者	小 室 大	行政経験者

(五十音順)